

---

# 第2次 総社市教育振興基本計画

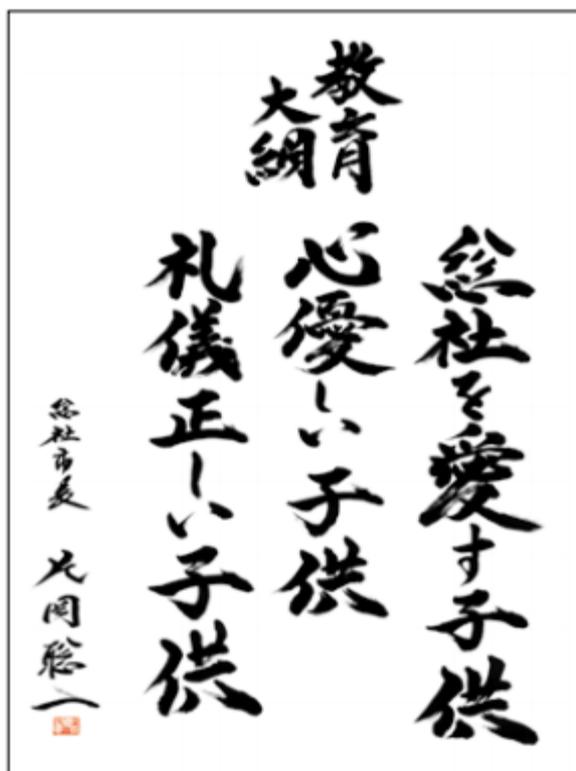
---

目指す子供像

「総社を愛す子供」「心優しい子供」「礼儀正しい子供」

平成30年3月

総社市教育委員会



そうじゃ教育大綱

平成27年4月2日制定

# 目次

## 第1章 第2次総社市教育振興基本計画の策定について

1	計画策定の趣旨	1
2	基本計画の位置付け	2
3	基本計画の期間	2
4	総社市の教育を取り巻く状況	3

## 第2章 総社市が目指す教育

1	そうじゃ教育大綱の具現化	6
2	目指す子供像	6

## 第3章 基本施策（今後取り組む施策の方向性）

1	施策体系図	9
2	基本方針とその実現のための施策	10

### 基本方針1：「子育て王国そうじゃ」をさらに深化させる

【施策1】	就学前教育の充実	10
【施策2】	年間を通じての待機児童ゼロ	11
【施策3】	子育て期をワンストップで支援	12
【施策4】	支援が必要な子供を応援	13

### 基本方針2：人間力日本一の「総社っ子」を育てる

【施策5】	心の教育を重視しただれもが行きたくなる学校づくり	14
【施策6】	特別な支援を必要とする子供たちの支援	15
【施策7】	確かな学力の育成と特色ある学校づくり	16
【施策8】	世界へはばたく人材を育てる教育特区	17
【施策9】	健やかな身体の育成と安全教育の推進	18

### 基本方針3：家庭や地域の学びを支援する

【施策10】	家庭教育の支援	20
【施策11】	幼児・児童・生徒の学習応援	21
【施策12】	青少年の健全育成	22

### 基本方針4：生涯学び、スポーツを楽しむ環境をつくる

【施策13】	生涯学習の推進	23
【施策14】	スポーツ活動の推進	24
【施策15】	人権教育の推進	25

### 基本方針5：貴重な文化財を守り、文化・芸術活動を身近にする

【施策16】	文化・芸術の振興	26
【施策17】	文化財の保護・活用	27
【施策18】	「赤米」を日本遺産登録へ	27

### 基本方針6：教育施設の整備と適切な維持管理を実施する

【施策19】	教育施設の整備と適切な維持管理	29
--------	-----------------	----

#### 第4章 基本計画の実現に向けて

1	関係者の役割分担と連携・協働	31
2	新たに検討が必要となる事項の対応	31
3	計画の進行管理	31
	(1) 点検・評価の実施	31
	(2) 指標の設定	31
	第2次総社市教育振興基本計画における施策の指標及び目標値一覧	32

#### 参考資料

1	用語説明	36
2	策定経過	39
3	総社市教育振興基本計画検討会議設置要綱	40
4	総社市教育振興基本計画検討会議委員名簿	41

## 第1章 第2次総社市教育振興基本計画の策定について

### 1 計画策定の趣旨

平成18年12月、教育基本法が制定後約60年を経て改正され、第17条第1項の規定により、国には教育振興基本計画の策定が義務付けられました。また、同条第2項において、地方公共団体には国の計画を参酌し、地域の実情に応じた計画を定める努力義務が課せられました。

本市では、平成23年3月に総社市教育振興基本計画（以下「第1次計画」という。）を策定し、平成23年度から第1次計画に基づき、家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を担いつつ、互いに連携して本市の人づくりのため、社会全体で学び育む教育環境の整備・充実に取り組む教育行政を推進してまいりました。

また、各取組は、毎年度行う「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」において、教育に関し学識経験を有する外部委員から意見をいただきながら検証し、教育行政を実施してまいりました。

現在、教育を取り巻く社会状況は一層変化し、少子高齢化・高度情報化・グローバル化の進展や地球規模の課題への対応が求められる一方で、地域社会や家族のあり方に変容が生じるなど、多様な課題への対応が急務となっています。

国では、平成25年6月に「第2期教育振興基本計画」を閣議決定し、その中で、「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築が必要であることを示しています。

また、岡山県では、平成27年8月に「岡山県教育大綱」を定め、基本目標である「心豊かに、たくましく、未来を拓く人材の育成」を踏まえ、平成28年2月に「第2次岡山県教育振興基本計画」を策定し、実現に向けた取り組みを進めています。

本市においても、平成27年4月に「そうじゃ教育大綱」を策定し、育てようとする子供の姿を明確にし、本市の教育の根幹となる理念が示されています。第2次総社市教育振興基本計画では、「そうじゃ教育大綱」の理念を具現化するため、教育分野全般にわたっての具体的な取組や目標を定めます。

#### 〈教育基本法〉

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

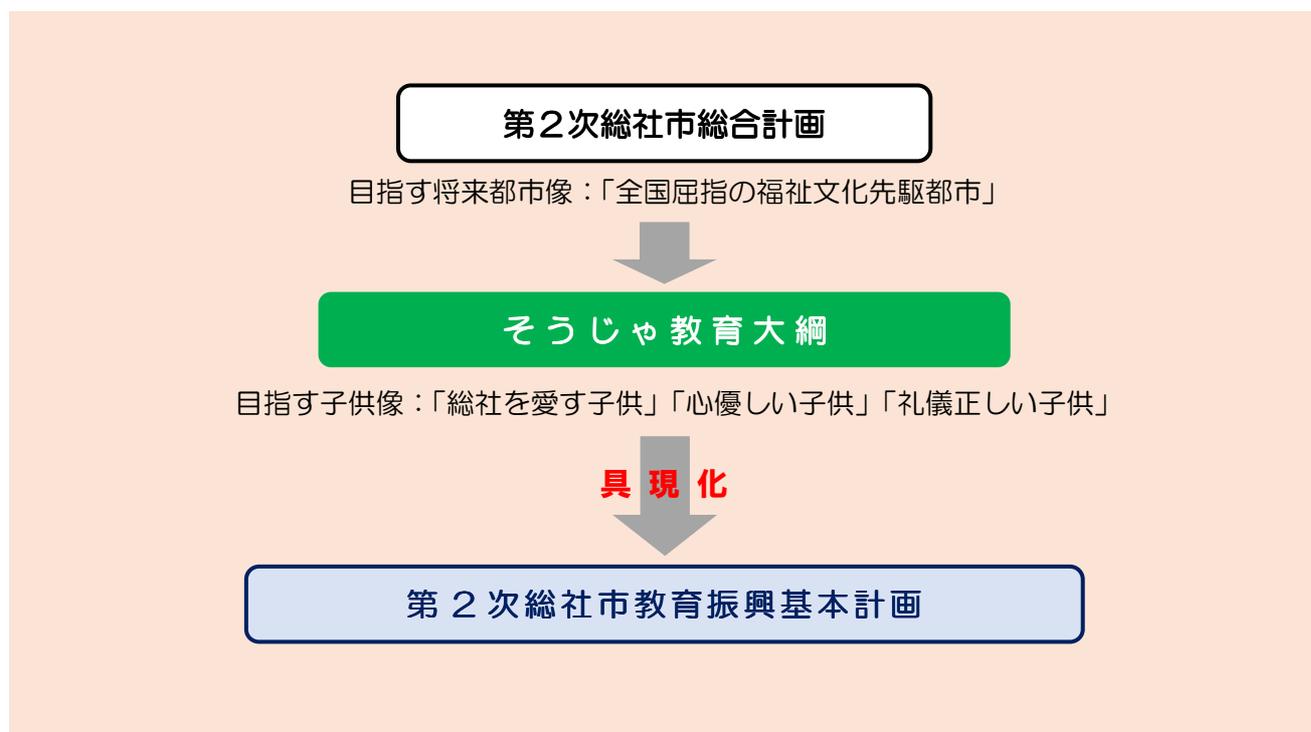
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 2 計画の位置付け

(1) 本計画は、「第2次総社市総合計画」の教育分野における計画を上位計画とし、「そうじゃ教育大綱」の基本理念に基づき策定する計画です。

(2) 「そうじゃ教育大綱」を具現化するため、平成34年度までに取り組む本市教育施策の基本方針と指標及び目標値(目標値は、第2次総社市総合計画前期基本計画との整合性から、平成32年度とする。)を示す計画です。

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
全部局	第1次総社市総合計画					第2次総社市総合計画(前期)					(後期 33~37)	
関連事項						そうじゃ教育大綱 ⇒						
教育委員会	第1次総社市教育振興基本計画						第2次総社市教育振興基本計画					



## 3 計画の期間

平成30年度から平成34年度までとします。

## 4 総社市の教育を取り巻く状況

### (1) 少子高齢化社会の進展

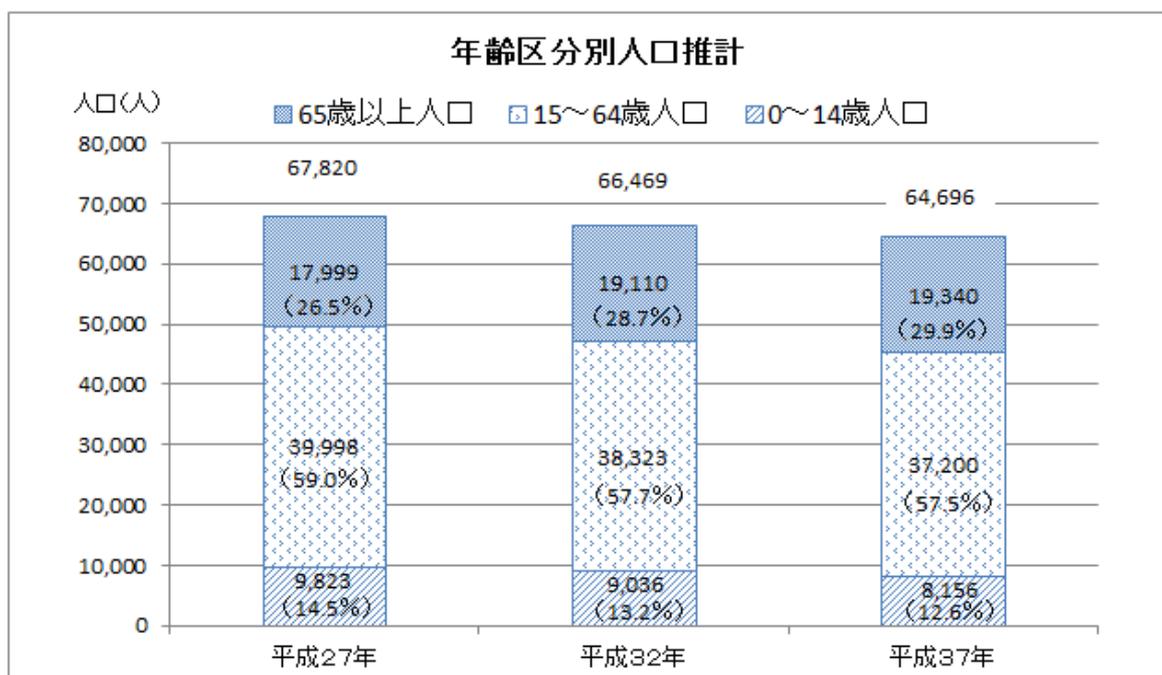
第2次総社市総合計画において推計する本市の将来人口は、平成27年の67,820人から、10年後の平成37年には64,696人と約3,000人減少すると予想されています。

年齢別で見ると、0～14歳人口と15～64歳人口の割合は、いずれも平成27年の14.5%・59.0%から低下し、平成37年には12.6%・57.5%となることが見込まれています。

一方、65歳以上の人口の割合は、平成27年の26.5%から上昇し、平成37年には29.9%となる見通しで、65歳以上人口の割合が高まる高齢化が進むと想定されています。

このような少子高齢化と人口減少の進展による生産年齢人口の減少により、地域社会の活力の低下が懸念される中であっては、世代や性別を問わず、全ての人が様々な分野でそれぞれの役割や能力を発揮することが求められています。

[年齢区分別人口推計] (第2次総社市総合計画より)



### (2) 家族形態や地域の環境の変化

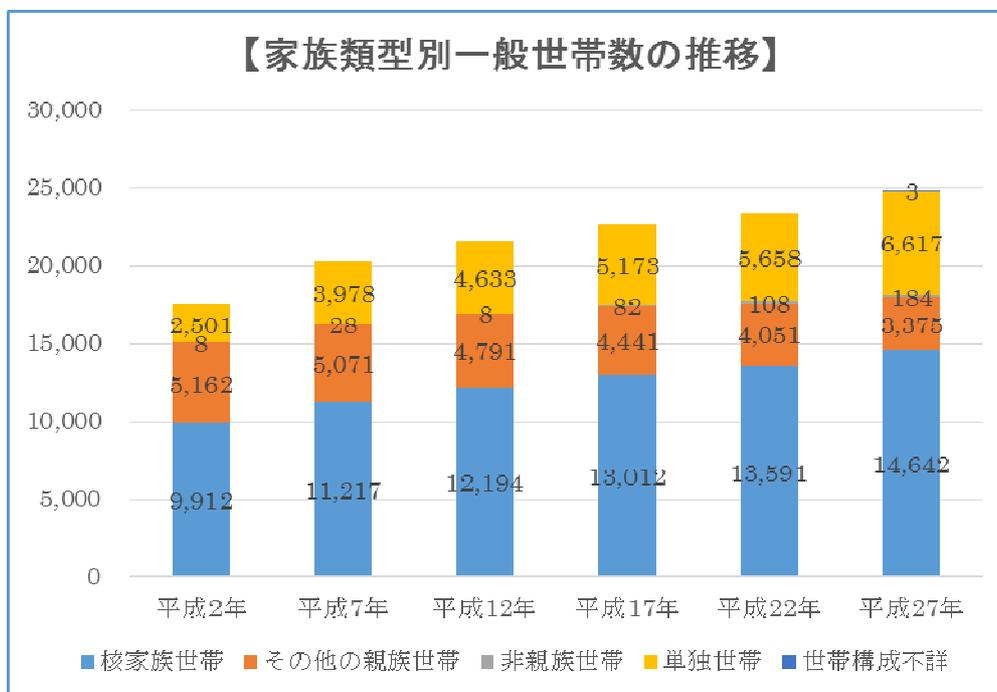
近年、核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化などの社会環境の変化により、身近に子育てを支援してくれる人がおらず、子育て家庭の孤立化や育児に大きな不安や負担感をもつ親が多くいることが問題となっています。子育てをする親の不安や負担感を軽減し、子育てに喜びを感じながら、親も成長できるよう、地域全体で子育てや子供の成長を支援することが求められています。

また、世帯構成の違いによる各家庭の経済的格差が拡大しており、経済的格差が教育の格

差につながり、子供たちの学力や進路選択にも影響を与え、更なる格差を生み出すといった負の連鎖が懸念されています。経済的・社会的な事情にかかわらず、誰もが等しく学び、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な社会の実現を目指していくことが求められています。

① 一般世帯の状況

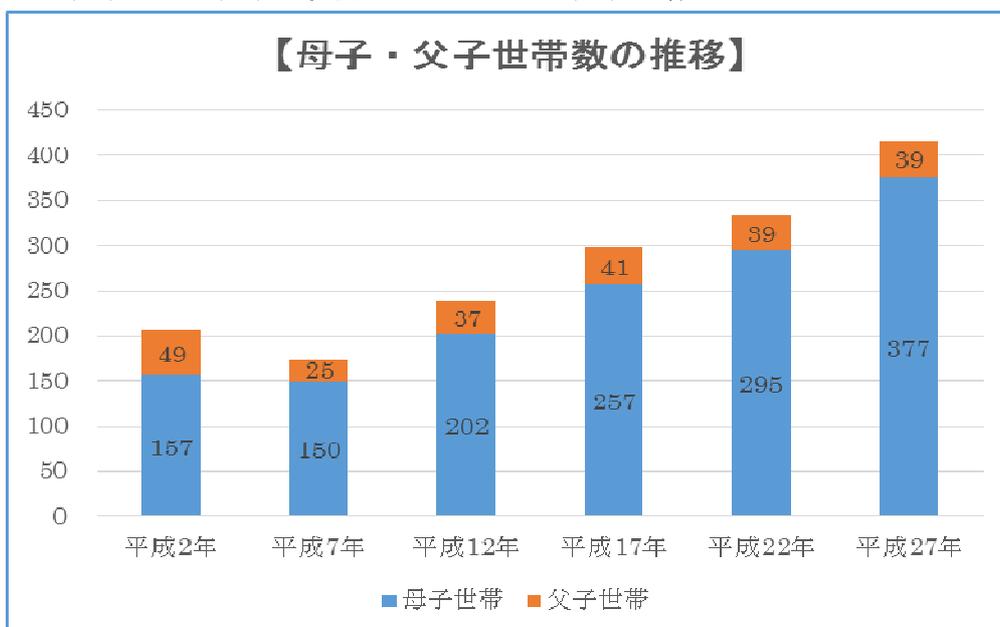
単身世帯と核家族世帯の増加



資料：国勢調査

② 母子世帯・父子世帯の状況

母子世帯の増加



資料：国勢調査



### (3) 高度情報化の進展

グローバル化やICTの発達・普及に伴い、人・情報・経済や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化し、変化が激しい社会に移行しています。

ICTの活用にあつては、情報・知識を共有化させ、また、人々のコミュニケーションを活発化させる一方で、これらを利用した犯罪やネットいじめ、ネットトラブルなどの問題が発生しています。

グローバル化の進展に対応することができる高度な知識や能力を有し、かつ、世界規模で活躍することができる人材の育成が求められているとともに、情報セキュリティや情報モラルの確保などの対応が必要となっています。

### (4) 教育と福祉の連携

平成20年から「子育て王国そうじゃ」をスローガンに掲げる中、これからも様々な子育て施策を深化させ、地域や学校の中で安心して子育てや教育を受けることができるよう、教育と福祉が連携し子供を支え合う仕組みを構築することが求められています。

さらに、心身ともに健やかな子供が育つよう、支援が必要な子供やその家庭に寄り添うとともに、子供が発達していく過程において必要な支援を強化し、子育て家庭に対して早期から一貫したサポートを行うことが重要となっています。

## 第2章 総社市が目指す教育

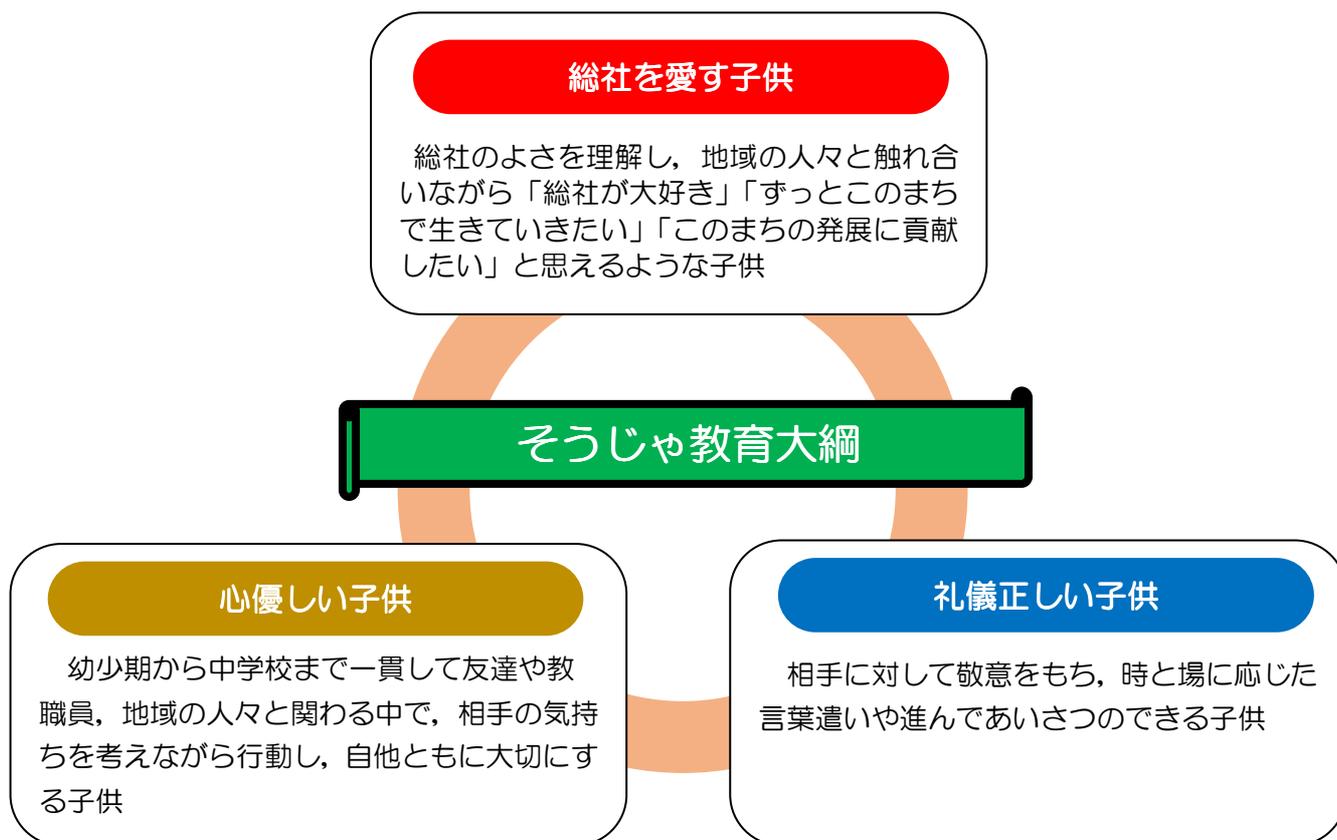
### 1 そうじゃ教育大綱の具現化

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行され、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定することが定められています。

総社市では、平成27年4月2日にそうじゃ総合教育会議において、そうじゃ教育大綱を策定し、本市の教育行政全体の振興を図るための基本理念として、心の教育を重視した3つの大綱「総社を愛す子供」、「心やさしい子供」、「礼儀正しい子供」を掲げ、本市の目指す子供像（下図参照）を示しています。

そうじゃ教育大綱の理念を具現化するため、「第2次総社市教育振興基本計画」において、教育分野全般にわたっての具体的な取組や目標を定めます。

### 2 目指す子供像



### (1) 「総社を愛す子供」を育てるために

「総社を愛す子供」とは、総社のよさを理解し、地域の人々と触れ合いながら「総社が大好き」「ずっとこのまちで生きていきたい」「このまちの発展に貢献したい」と思えるような子供

#### ① 郷土愛の育成

文化、自然、歴史、先人の働きなど、誇るべき総社のよさを理解するとともに、ホームステイや外国人等の総社市以外の人々との交流体験を通して違いを理解し、総社のよさを感じることができるようになります。また、文化やスポーツ等の体験を通して生涯学びながら、生まれ育った総社のよさを実感できる取組により、活力ある人材を生み出します。

#### ② 地域社会や郷土と関わり合って学ぶ

地域住民や学校支援ボランティア等の総社を愛する人々と触れ合いながら、地域の行事に参加するなどして、地域ぐるみで子供を育てるとともに学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。また、職場体験や地元で活躍する人材との出会いを大切にして、将来の夢や希望に向かって自分らしい生き方を実現できるよう、学校・家庭・企業等が連携したキャリア教育を推進します。

#### ③ 特色ある教育の推進

英語・体育・音楽等の教育特区における先進的な取組や確かな学力の向上に向けた中学校区における取組等の特色ある学校づくりを進め、子供たちが自分の通う学校に誇りがもてるよう支援します。また、子供が総社のよさを積極的に発信できるように工夫します。

### (2) 「心優しい子供」を育てるために

「心優しい子供」とは、幼少期から中学校まで一貫して友達や教職員、地域の人々と関わる中で、相手の気持ちを考えながら行動し、自他ともに大切にする子供

#### ① 道徳教育・人権教育の充実

互いの個性や違いを認め合い、居心地のよい学級づくりと共生する仲間づくりを進め、不登校の未然防止と早期対応に向けた取組を積極的に推進します。そのために、協同学習や品格教育・P B I S（よい習慣を形成し、好ましい行動を引き出す教育）やピア・サポート（仲間をサポートする活動）、S E L（社会性と情動の学習）などを取り入れながら「行動」を通して道徳性を養う取組を計画的に実施します。

#### ② 心動かす体験活動

人生経験豊富な高齢者との交流や、読み聞かせを含めた読書活動などを推進します。

また、芸術鑑賞の機会を拡充して、本物と出会う体験を大切にします。

### ③ 心身の健康と健やかな体づくり

健康教育や食育の推進を通して子供たちが望ましい生活習慣を身に付けることにより、生涯にわたって心豊かに生きるための心身の健康の増進を図ります。

## (3) 「礼儀正しい子供」を育てるために

「礼儀正しい子供」とは、相手に対して敬意をもち、時と場に応じた言葉遣いや進んであいさつのできる子供

### ① 品格教育の充実

いじめや暴力行為等への対応を適切に進めるとともに、道徳教育の充実、文化・芸術やスポーツなどの体験活動や社会貢献活動に取り組みます。また、気持ちのよいあいさつや礼儀正しい行動の実践を通して品格教育を積極的に推進します。

### ② スポーツなどを通じた礼儀作法の習得

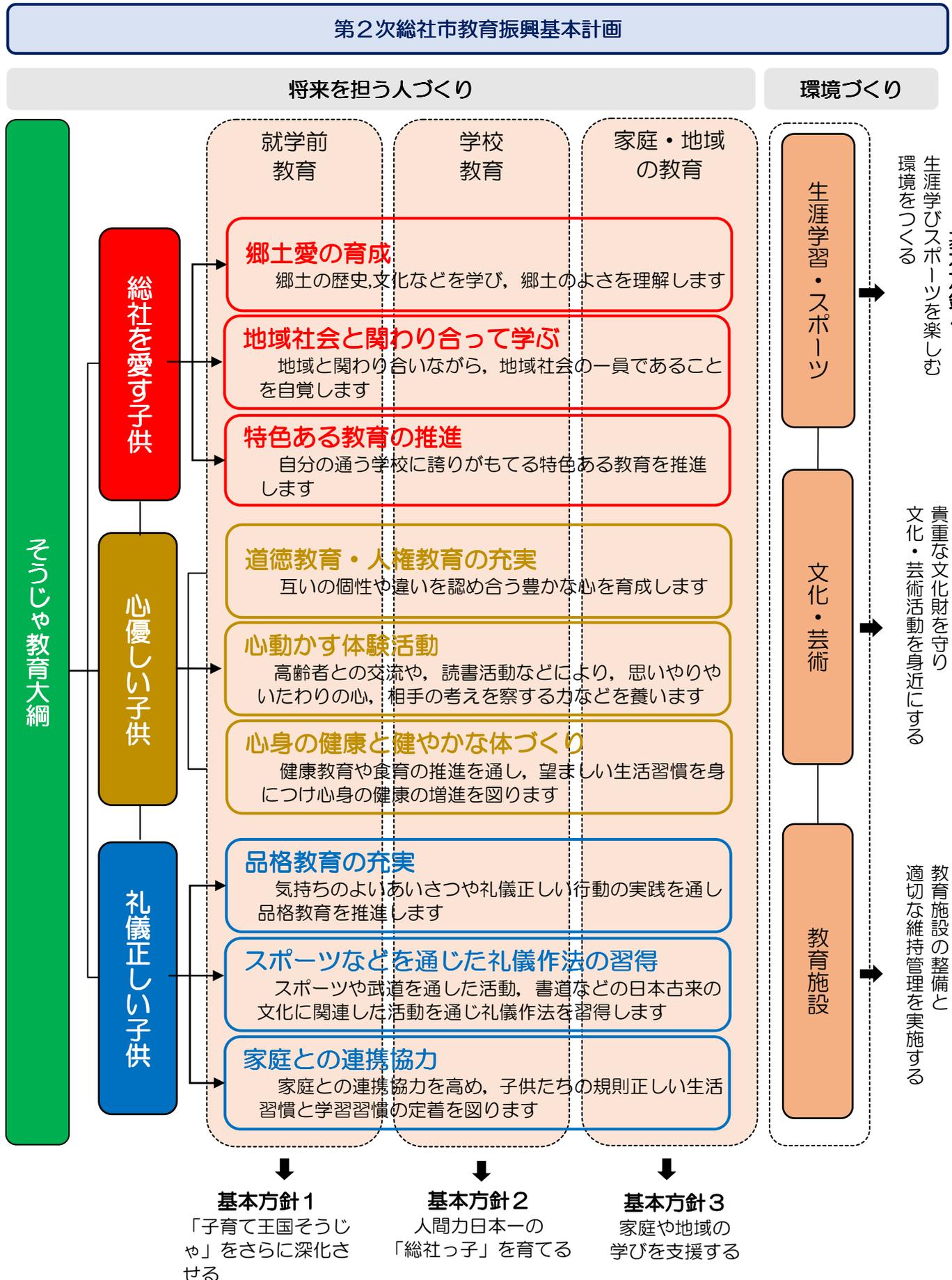
スポーツや武道を通じた活動、書道など日本古来の文化に関連した活動に取り組みます。また、4S(整理, 整頓, 清掃, 清潔)など学校が主体的にテーマを定めて取り組みます。

### ③ 家庭との連携協力

家庭との連携協力を高めることにより、子供たちの規則正しい生活習慣と学習習慣の定着を図ります。また、スマホ・ネット問題については情報モラル教育を推進し、青少年の健全育成や非行防止を図ります。

第3章 基本施策（今後取り組む施策の方向性）

1 施策体系図



基本方針4

基本方針5

基本方針6

## 2 基本方針とその実現のための施策

### 基本方針1：「子育て王国そうじゃ」をさらに深化させる

様々な子育て支援を深化させ、地域の中で安心して子育てができるように、地域とともに子供を育て支え合う仕組みを構築します。

また、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、教育・保育施設においては、子育て家庭の多様な教育・保育ニーズに対応するとともに、子育て支援の拠点として、地域の教育力を向上させることが求められています。総社市では、子供一人ひとりの特性に応じた支援を行い、教育・保育の一層の充実を図ります。

#### 【施策1】就学前教育の充実

- ① 保育所・認定こども園・幼稚園の充実
- ② 保こ幼小（保育園（所）・認定こども園・幼稚園・小学校）の連携の強化
- ③ 保育士・保育教諭・幼稚園教諭などの研修の充実

##### ● 現状と課題

幼児期における教育は、子供たちの心身の健やかな成長を促す上で、極めて大切な時期であることから、保育所・認定こども園・幼稚園が、家庭、地域と連携・協力し、就学前教育の充実を図っていくことが求められています。

また、子ども・子育て支援新制度の実施により、保育所・認定こども園・幼稚園等の教育・保育施設には、質の高い教育・保育の提供、子育て支援の拠点としての機能等の一層の充実が期待されており、個別の配慮を要する子供を含む、すべての子供が安心して園生活を送れる環境整備が必要となっています。

一方、小1プロブレムなど就学に伴う様々な課題が問題になっているため、就学前教育から小学校への円滑な接続がなされるよう、保こ幼小が連携して取り組む必要があります。

多様な就学前教育のニーズに応えるため、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の資質向上が求められていますが、教育・保育時間の長時間化等により研修時間の確保に苦慮しています。

##### ● 施策の内容

#### ① 保育所・認定こども園・幼稚園の充実

就学前教育を担う、保育所・認定こども園・幼稚園等の振興を図り、質の高い教育・保育の提供、子育て支援の拠点としての施設や機能を開放します。また、未就園児親子への園開放や保護者からの相談に対し、さらに積極的に取り組むとともに、地域関係機関との連携を深めます。

そして、保育所・認定こども園・幼稚園への巡回により、学びの基礎となる力の育成を、関係機関と連携しながら実践するとともに、提供するサービスの質を当事者以外の学校評価委員等の公正、中立な立場から評価する制度を継続して実施します。

また、大学との連携を図り、保育・教育内容の充実と教職員の資質向上に努めます。

さらに、老朽化した総社保育所と井尻野幼稚園を、まとめて幼保連携型認定こども園に移行し、きよね認定こども園とともに教育・保育内容の充実を図ります。

#### ② 保こ幼小（保育園（所）・認定こども園・幼稚園・小学校）の連携の強化

保こ幼小が共に育てたい子供の姿を共有し、見通しをもって指導することができるよう、5歳児後半におけるアプローチカリキュラムや小学校1年生におけるスタートカリキュラム等の保こ幼小接続プログラムを作成・実践します。

また、保こ幼と小学校が相互に保育・授業を参観したり、指導内容や指導方法について相互理解を図ったりできるよう、だれもが行きたくなる学校づくりのサテライト研修の取組を推進します。

### ③ 保育士・保育教諭・幼稚園教諭などの研修の充実

教育・保育内容の充実、教育・保育体制の改善のため、充実した研修をするとともに、継続的に保育士・保育教諭・幼稚園教諭を採用します。

また、子供の育ちを見通した指導ができるように、だれもが行きたくなる学校づくり研修会への積極的な参加を推進するとともに、就学前教育への多様なニーズに応じた園運営の向上のため、ミドルリーダーを対象とした研修会を実施します。

また、保育士・保育教諭・幼稚園教諭の資質向上と連携を図るため、現場のニーズに応じた合同研修を計画し、開催に際しては、保育士、保育教諭、幼稚園教諭の研修の機会を確保するため、研修対象者や開催する時間帯等について配慮します。

## ● 指標と目標値 H28 ⇒ H32

■ 認定こども園の普及	1園	⇒	2園
-------------	----	---	----

## 【施策2】年間を通じての待機児童ゼロ

- ① 多様な教育・保育事業の充実
- ② 放課後児童クラブの充実
- ③ 保育士等の確保

### ● 現状と課題

国勢調査によると、本市で子育てをする年代の女性の労働力率は上昇しており、子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ調査結果によると、両親とも就労する割合は高く、遅い時間の就労や土日の就労など、働き方は多様化しています。また、住宅開発等により、転入者も増加し、幼児期の教育・保育事業の利用希望は年々増えており、保育所等の待機児童解消のため、保育定員の確保が喫緊の課題です。

また、就学後においても放課後児童クラブの利用希望者が増え、学区によっては、待機児童が発生している状態であることから、今後は、地域のニーズ等を把握しながら、特に3年生以下の待機児童を解消するため、順次施設等を整備する必要があります。

一方、保育定員の量的拡充に対応するためには、それを支える保育士等の人材確保が不可欠です。全国的に保育士の不足が問題となっているため、保育士等の確保について有効的な方策を検討することが必要です。放課後児童クラブの支援員についても安定した確保が求められています。

### ● 施策の内容

#### ① 多様な教育・保育事業の充実

高まるニーズを的確に把握し、保育所・認定こども園・幼稚園の量的拡充を図るために、地域の状況に応じた定員の見直しや保育施設の整備を図ります。

また、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、一時預かり事業等の保育事業の充実を図るとともに、地域型保育事業、幼稚園における預かり保育、育児休業中の保育所等の利用など多様な事業を継続実施します。

#### ② 放課後児童クラブの充実

利用者増による施設整備については、余裕教室の利用、空き施設の利用、新設又は増設の順番で、新たな受入れ施設の整備を進めます。

また、施設及び支援員の状況等により、待機児童が発生しているクラブや受け入れに余裕のあるクラブがあるため、実態にあわせた定員の見直しを行うとともに広域利用などの事業を実施します。

支援員等に対する研修の実施や他機関が実施する研修情報提供を行い、放課後児童支援員等の質の向上を図ります。

**③ 保育士等の確保**

保育士等の確保にあたっては、総社市保育士支援金の支給、保育士登録制度の活用、市が行う就職面接会における保育士ブースの設置、ハローワーク及び保育士養成校との連携強化等に取り組み、新規保育士の確保と潜在保育士の掘り起こしに努めます。

また、保育士アンケートを実施、分析し、保育現場が真に必要なとする支援策を講じることにより、新規保育士の確保及び離職防止を図ります。

保育士養成課程在学生の実習及びインターンを積極的に受け入れるとともに、大学との連携協定を生かした取組みを検討します。

● 指標と目標値 H28 ⇒ H32

■ 保育所待機児童数	38人	⇒	0人
------------	-----	---	----

**【施策3】子育て期をワンストップで支援**

- ① 子育て関連部署・窓口の一元化
- ② 地域との連携における子ども・子育て支援の充実

● 現状と課題

平成28年度途中から教育部門と保健福祉部門の子育て関連部署が同じフロアーに移転しました。妊娠期から子育て期まで切れ目のない総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点として、関係部署が密に連携して、更に利用しやすくし、内容についても充実させることが必要です。

また、子育てをする親が自信と責任を持って子育てができるよう、子育てに関する相談や、情報の提供、子育て家庭と地域がつながる場の提供など、地域住民や子育て支援団体・機関などと市の協働による子育て支援を実施することが大切です。

● 施策の内容

① 子育て関連部署・窓口の一元化

教育部門と福祉部門の子育て関連部署が同じフロアーに移転したことにより、関係部署が密に連携して、子育て支援のワンストップ窓口の充実を図ります。

② 地域との連携における子ども・子育て支援の充実

保育所・認定こども園・幼稚園などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業などに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報提供、相談、助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整を図るため、利用者支援事業を実施します。

また、地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業の充実を図るとともに、保健福祉部門で行っている子ども・子育て支援事業や子育て支援のネットワークとの連携を強化します。

● 指標と目標値 H28 ⇒ H32

■ 子育てしやすいと感じている人の割合	—	⇒	80%
■ 保育コンシェルジュの設置	—	⇒	1人



## 【施策4】 支援が必要な子供を応援

- ① そうじゃ式早期一貫サポートシステム等による、集団生活で困難さをもつ子供へ支援を強化
- ② 障がい児通所支援事業等の推進

### ● 現状と課題

現在は、保健福祉部門の子育て関連部署が「こんにちは赤ちゃん事業」により出生した乳児を全戸訪問し、1歳児半、2歳児、3歳児健診時により、気になる子供や困り感のある子供について、支援が必要と分かれば関係機関に繋いでいます。

それ以降は、健診未受診児や4歳児における集団生活上の支援の必要な子供の把握を早期に行い、継続的な支援が受けられるよう段階的な発達支援事業を行っています。

今後は、教育部門と保健福祉部門が今まで以上に連携して、共通認識のもと、総社市全体の「発達障がい支援システム」を構築し、支援が必要な子供とその家族を応援することが必要となっています。

また、障がいのある子供を対象としている、通所支援、相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの福祉サービスについても、必要な供給量と質を確保するため、各事業所の更なる充実が必要です。

### ● 施策の内容

#### ① そうじゃ式早期一貫サポートシステム等による、集団生活で困難さをもつ子供へ支援を強化

保育所・認定こども園・幼稚園などにおいて、発達障がいを含む個別の支援を必要とする子供が、一貫した継続性のある支援を受けことができる体制を整備します。

4歳児発達支援事業（4歳児巡回、5歳児フォロー巡回、小学校巡回）を関係部署と連携して実施します。

また、保育所・認定こども園・幼稚園の要請に応じて、保育士・保育教諭・幼稚園教諭の相談を受けたり、指導・アドバイスができる専門職員を派遣します。

また、幼児期は、発達が未分化であるという特性に応じ、柔軟な対応ができるよう、幼児通級指導教室において、発達障がいのある幼児への指導の充実を図ります。

放課後児童クラブにおいても、障がいのある子供のへの利用支援を行います。

#### ② 障がい児通所支援事業等の推進

児童発達支援センター（はばたき園）における、発達に心配のある概ね就園前までの児童と保護者に対する療育及び育児相談等の充実を図ります。

また、児童発達支援、放課後等デイサービス事業所や相談支援事業所などの充実を図り、必要な供給量と質を確保するとともに、自立支援協議会を核とした関係機関との連携を強化します。

### ● 指標と目標値 H28 ⇒ H32

■ 幼児通級指導教室担当指導者数	3人	⇒	4人
------------------	----	---	----

## 基本方針2：人間力日本一の「総社っ子」を育てる

子供から大人まで生涯学び、人生をより豊かに過ごせる環境づくりを目指します。幼少期から心の教育を重視した、魅力ある学校づくりを進めていきます。また、困難を抱える子供たちを支援し、だれもが行きたくなる学校教育環境を整備するとともに、教育特区など特色のある教育に取り組みます。また、家庭のなかで学び成長していく過程を支援し、地域からの見守りなど家庭と地域で子供の学びを支えます。

### 【施策5】 心の教育を重視しただれもが行きたくなる学校づくり

- ① 「そうじゃ教育大綱」の理念の具現化
- ② 道徳教育の教科化を踏まえた品格教育の推進
- ③ ピア・サポートやSEL（社会性と情動の学習）、協同学習の推進
- ④ 実践的な教員研修による指導力向上
- ⑤ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携によるチーム支援
- ⑥ 保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校等の連携強化によるいじめ・不登校の防止
- ⑦ 子供の読書活動の推進と学習習慣づくりの推進

#### ● 現状と課題

人間関係づくりや仲間づくりなどを学ぶためのプログラムを市内全小・中学校に導入することにより、「だれもが行きたくなる学校づくり」を進めています。「平成24年度の不登校出現率が平成21年度より半減させる」ことを目標に「ピア・サポート」「協同学習」「SEL（社会性と情動の学習）」「品格教育」の四つのプログラムを柱として実施してきました。

その結果、平成22年度には不登校出現率が中学校3.63%、小学校0.45%であったものが、平成28年度には中学校1.63%、小学校0.38%と減少し、着実な成果を上げました。今後はこの取組を一層推進することが必要ですが、教職員の世代交代や人事異動により、新転入教職員が増加しており、この取組を着実に引き継いでいくためのリーダーの育成が今後の課題です。

#### ● 施策の内容

##### ① 「そうじゃ教育大綱」の理念の具現化

総社市教育大綱の三つの子供像について具体的にイメージを共有し、各学校の教育課程に位置付けます。そして学校の実態に合わせて実践・評価することを通して「心優しい子供」、「礼儀正しい子供」、「総社を愛する子供」を育成します。

##### ② 道徳教育の教科化を踏まえた品格教育の推進

小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」に教科化されます。円滑な社会生活を営むためには、様々なルール・マナーを身に付け、善悪の判断を行う必要があります。品格教育・PBIS（よい習慣を形成し、好ましい行動を引き出す教育）を通して、学校や地域社会で、人としての生き方や人との関わり方を学び、仲間と磨き合うことにより道徳的実践力の高揚を図ります。

##### ③ ピア・サポートやSEL（社会性と情動の学習）、協同学習の推進

ピア・サポートでは、子供が相互に支え合う活動を通して、思いやりのある子供を育て、認め合える学校風土を醸成します。また、授業時間では、協同学習を取り入れることにより、学習のねらいを達成させるだけでなく子供たちの社会性の向上を図ります。また、SELのプログラムを通して、自己理解及び他者理解を進め、コミュニケーション能力を育成します。

##### ④ 実践的な教員研修による指導力向上

基礎的な理論や実践例を学ぶ場として教員研修を実施します。実践的な研修として、学校を会

場に行う「サテライト研修」を実施し、公開する側も参加する側も互いに同じ課題意識を共有しながら研修を深めます。

さらに、この取組の企画・立案・運営を行うことを通して核となる人材を育成します。

#### ⑤ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携によるチーム支援

人間関係づくりや仲間づくりだけでは解決しづらい困難を抱えた子供たちを支援するため、「専門家を活用したチーム支援」を行います。早期介入や継続的支援の必要なケースでは、定期的に学校全体で情報を共有する場を設定し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携を保った少人数の支援チーム（コア・チーム）で対応します。

#### ⑥ 保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校等の連携強化によるいじめ・不登校の防止

保・こ・幼・小・中の15年間で子供を育てるという視点に立ち、保・こ・幼・小の連携を一層促進させ、だれもが行きたくなる学校づくりプログラムを一層充実させます。今後は保育所に広げ、連携を一層強化します。

#### ⑦ 子供の読書活動の推進と学習習慣づくりの推進

子供たちの豊かな情操を育むため、読書活動を推進します。そのために、学校図書館の活用や市図書館との連携、読書の時間等を設定します。また、子供たちに学習習慣を身に付けさせるため、家庭学習を充実させるための指導や、中学校区ごとにメディアコントロール週間の設定等を行います。

### ● 指標と目標値 H28 ⇒ H32

■	小学校	不登校出現率	0.38%	⇒	0.28%以下
■	中学校	不登校出現率	1.63%	⇒	1.5%以下

## 【施策6】 特別な支援を必要とする子供たちの支援

### ① 子供一人ひとりの教育的ニーズに即した支援と就学指導の充実

### ② 保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校や保健・福祉関係機関との連携による特別支援教育推進センターのセンター機能の充実

### ● 現状と課題

障がいのある子供の支援や教科指導を行う特別支援教育講師や支援の補助や身辺自立の補助を行う特別支援教育支援補助員を配置することにより、特別な支援を必要とする子供一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行っています。

また、全ての校園において特別支援コーディネーターが指名され、校内外の関係者や関係機関との連絡・調整を行う等、校内支援体制は整っており、校内支援委員会では特別支援コーディネーターが中心となって適切な支援について検討されています。また、特別な支援を必要とする子供の個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が共通理解のもと継続して行うことができるようにしています。

特別な支援を必要とする子供が年々増加していることが大きな課題です。通常の学級におけるインクルーシブ教育を推進するとともに指導力の向上に努める必要があります。また、滑らかな接続のため保育所（園）・認定こども園・幼稚園と小学校が一層連携を深める必要があります。

## ● 施策の内容

### ① 子供一人ひとりの教育的ニーズに即した支援と就学指導の充実

診断等の有無にかかわらず、通常の学級に在籍し、特別な支援を必要とする子供の個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を進めます。また、学校教育課の担当者による巡回相談と共に特別支援教育推進センターによる巡回相談を行い、教育的ニーズの正確な把握と就学指導の充実を図ります。

### ② 保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校や保健・福祉関係機関との連携による特別支援教育推進センターのセンター機能の充実

情緒障がい通級指導教室を開設し、通常の学級に在籍している発達障がいのある支援を必要とする幼児・児童への指導を充実させます。センターの担当者が保育所（園）・認定こども園・幼稚園・小学校を訪問し、子供一人ひとりの教育的ニーズを把握し、子供へのより適切な支援を行うことができるよう、助言したり、保護者や担任との面談を行ったりします。

また、児童発達支援センター（はばたき園）や障がい者基幹相談支援センター、こども課、こども夢づくり課と連携し、より重厚な相談支援体制を整えます。保育所（園）・認定こども園・幼稚園・小学校が互いに訪問し合うことにより、互いの保育や教育について理解を進め、滑らかな就学や支援が行えるようにします。

さらに、センター主催の研修を行い、管理職や学級担任の特別支援教育に対する理解を進めるとともに、より適切な支援を行うことができるよう指導力等の向上を図ります。

## ● 指標と目標値 H28 ⇒ H32

■ 特別支援教育推進センター（きらり）の指導者数・相談員数	2人	⇒	7人
-------------------------------	----	---	----

## 【施策7】確かな学力の向上と特色ある学校づくり

- ① 中学校区ごとの連携による魅力ある学校づくりの推進
- ② 学校力向上 学校自由枠交付金（きらめき交付金）制度の充実
- ③ 市独自の学力テストの実施と学習支援ボランティアの活用
- ④ 地域住民が参画した総社流学校運営協議会の設置

## ● 現状と課題

平成25年度に策定した「学力向上『総社っ子輝きプラン』」により、各学校は、目標達成に向けて、データに基づいた授業改善を行うようになり、主体的に工夫・改善を重ねながら教育活動に取り組んでいます。また、このプランのアプローチの一つである「学校と家庭・地域との協働体制づくり」によって、地域人材を活用した学習支援体制が構築されたり、学習規律や家庭学習等を標準化する取組が各中学校区で積極的に行われたりするなど、中学校区内の幼小中の連携が一層促進されています。

しかし、取組が始まって間がなく、目標によっては達成できていない現状があるため、これまでの取組を見直し改善する必要があります。また、各学校が自らの教育活動について、目標の達成状況や取組の適切さ等について評価することにより、学校が組織的、継続的に改善が図られるよう学校評価を工夫するとともに、OJTを含めた学校評価に関する研修の充実を図る必要があります。

また、小学校低学年から家庭と連携して学習習慣の定着を図ること、キャリア教育を一層充実させ、小学校段階から進路を保障するといった出口を意識した指導をスパイラルで進める必要があります。

## ● 施策の内容

### ① 中学校区ごとの連携による魅力ある学校づくりの推進

保・こ・幼・小・中の15年間を見通した生活習慣や学習基盤を育成するために、中学校区ごとに学習規律や家庭学習等の標準化を推進します。

また、人材育成を意識しながら教職員が主体的に協働して学校改善に取り組むとともに、学校園が地域の中で支えられているといった実感が得られるよう、学校評価を有効に機能させます。

特に、昭和中学校区においては、併設型小学校・中学校とし、9年間を通した教育目標や教育課程を系統的・体系的に編成し、少人数を生かしたきめ細やかな指導と特色ある教育を推進します。

### ② 学校力向上 学校自由枠交付金（きらめき交付金）制度の充実

確かな学力の向上に向けた中学校区における取組等の特色ある学校づくりを推進するために、学校力向上 学校自由枠交付金（きらめき交付金）制度の一層の充実を図ります。

### ③ 市独自の学力テストの実施と学習支援ボランティアの活用

「学力向上『総社つ子輝きプラン』」を基に、各学校が目標達成に向けて、主体的に取組を分析・評価・改善を図り、工夫・発展させるための指標の一つとして、市独自の学力テストを実施します。

また、「総社を愛す子供」の育成に向けて、この輝きプランのアプローチの一つとして、地域人材を活用した学習支援ボランティアの積極的な活用と、小学校低学年から家庭と連携した学習習慣の定着を図ることにより、キャリア教育の一層の充実と小学校段階からの進路保障を推進します。

### ④ 地域住民が参画した総社流学校運営協議会の設置

小・中一貫教育等特色ある学校づくりの実現のため、保護者、地域が学校支援活動に参画する総社流学校運営協議会の設置を進めます。

## ● 指標と目標値 H28 ⇒ H32

■	学力・学習状況調査における学力向上に関する意識調査の肯定値(平均)	79.3%	⇒	80%以上
■	総社流学校運営協議会の設置学校園数	0校園	⇒	7校園

## 【施策8】 世界にはばたく人材を育てる教育特区

- ① 豊かなコミュニケーション能力と国際的視野をもった人材の育成
- ② 幼稚園・小学校・中学校における一貫した英語教育の推進
- ③ 体育教育や音楽教育に重点を置いた特区教育の推進

## ● 現状と課題

教育特区の共通点である英語教育は、豊かなコミュニケーション能力と国際的視野を身に付けた人材の育成を目的に行っています。この教育特区の試みは、平成32年度の小学校英語の教科化に向けた指導力向上に資するよい研修の場にもなっています。また、英語特区のカリキュラムを基に「総社市英語教育年間指導計画」を策定し、市内全幼・小・中学校に配布し活用することで教科化に向けた準備を一層進めています。

今後、教員の異動や研修等により、特区で培われた指導技術を市内の学校に広げ、質の高い英語教育を総社市全体で展開するとともに、特色ある学校づくりを行う必要があります。

## ● 施策の内容

## ① 豊かなコミュニケーション能力と国際的視野をもった人材の育成

小学校の外国語活動、中学校英語教育において、外国語指導助手と学級担任（中学校は英語担当）のティームティーチングによる指導の充実を図ることにより、英語によるコミュニケーション能力を養います。また、海外ホームステイ事業や受入プログラムを通して児童生徒が直接に双方向で交流する場を設ける等して、国際的視野をもった人材を育成します。

## ② 幼稚園・小学校・中学校における一貫した英語教育の推進

特に英語特区では、大学との連携により専門家を招聘し、全学校園から教職員が参加できる研修会を開催します。また、保育や授業を参観する機会を設けたり、外国語指導助手を活用した研修を行ったりすることにより、指導力の向上を図り、一貫した英語教育を推進します。

## ③ 体育教育や音楽教育に重点を置いた特区教育の推進

大学と連携し、専門性を身に付けた講師から直接指導を受ける機会を設けます。また、トップアスリートに触れる体験や、オーケストラによるコンサートを実施するなどの本物と出会う体験を重ねることを通して、体育好き・音楽好きの児童を育てます。

## ● 指標と目標値 H28 ⇒ H32

■ 地区外からの通園通学者数	79人	⇒	100人
----------------	-----	---	------

## 【施策9】 健やかな身体の育成と安全教育の推進

- ① 健やかな身体の育成
- ② 「地・食べ」による食育の充実
- ③ アレルギー対応の推進
- ④ 安全教育の推進

## ● 現状と課題

現在の子供たちの実態は、運動する子供と運動しない子供とに二極化する傾向があります。そこで、各学校園では、人間が発達・成長し、創造的な活動を行うために必要不可欠な人間力の重要な要素である体力の保持増進を進めています。

また、食習慣については、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子供たちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。食の指導を通して、食習慣の改善とともに地域理解や食文化の継承を図っています。その際、学校給食においては、全ての児童生徒が安全かつ楽しんで給食時間を過ごせるよう栄養教諭や養護教諭等の教職員が連携して、アレルギー対応を推進することも必要となります。

## ● 施策の内容

## ① 健やかな身体の育成

児童生徒の運動の習慣化を目的として、チャレンジランキング（岡山県教育委員会実施）への参加を促進し、学校体育の充実を図ります。中学校においては、保健体育の学習を通して運動や健康についての知識・理解を深めるとともに、運動部活動の推進を継続します。

## ② 「地・食べ」による食育の充実

地場産物を活用した学校給食の提供により、食育の充実を図ります。子供たちが食に関する正しい知識や残菜を減らして望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭による食に関する指導を実施します。

## ③ アレルギー対応の推進

アレルギー等のある子供への適切な対応をするため、「食物アレルギー・アナフィラキシー連絡書」「気管支ぜんそく連絡書」等を活用して、保護者や医療関係者、消防機関等との連携を進めます。また、学校単位での校内研修の実施を進めます。

## ④ 安全教育の推進

各校の防災マニュアルや危機管理マニュアル等を実効性のあるものに整備するとともに、学校・家庭・地域が連携した安全点検や見守り体制を整備します。また、万一に備え、自ら命を守り、安全に行動する態度を育成するため、家庭や関係機関と連携した防犯教室や交通教室、防災時の児童の保護者等への引き渡し訓練等を引き続き実施することにより、子供たちの危険予測・危機回避能力を育てます。

## ● 指標と目標値 H28 ⇒ H32

■	小学生の朝食摂取率	89%	⇒	90%
■	中学生の朝食摂取率	84%	⇒	85%

## 基本方針3：家庭や地域の学びを支援する

子供にとって一番の理解者であり、成長を支える親に向けて学びの機会を提供していきます。また、ひとり親家庭の増加や地域の子育て力の低下などによって、学習などの支援が必要な家庭や、子育て家庭の中にもさまざまな問題を抱えているケースが増えています。家庭とともに、地域で見守り、地域で育てる社会をつくることが望まれています。そして、安心した暮らしと子供の健やかな成長を支援していく必要があります。

総社市では、生活困窮者の世帯に対し、包括的な支援を継続していきます。また、経済的に様々な困難を抱える子供を対象に大学と連携して学力向上のために支援をしていきます。

### 【施策10】 家庭教育の支援

- ① 基本的生活習慣の確立
- ② 親として人間としての学びや、教育への理解を深める「親学」を実施
- ③ 小・中学校の連携による子供の家庭学習時間や内容の充実

#### ● 現状と課題

岡山県が開催する『親育ち応援プログラム（以下「親プロ」という。）』研修会によりファシリテーター（進行役）の育成が徐々に進み、『親プロ』の活用が広がりつつあります。今後は、多くの保護者が参加できるような環境づくりのために、様々な場面において開催するとともに、ファシリテーターの人材育成を図ることが必要です。

市内のこども園、幼稚園、小・中学校へ岡山県の「ぱっちり！モグモグ」生活リズム向上キャンペーンの実施を毎年推奨してきたことで、生活リズムを身につけることや朝食摂取、メディアコントロールの大切さを指導する機会を設けることができ、独自に基本的生活習慣の確立に向けた取組を行う学校等も出てきました。今後は、家庭において基本的生活習慣を継続的に実践・確立できるような情報を提供することが必要です。

家庭学習等を標準化する取組が各中学校区で積極的に行われていますが、家庭学習習慣を定着させるための家庭の教育力は十分とはいえません。補充学習に学校支援ボランティアを積極的に活用するなど、地域や家庭を巻き込んだピア・サポート活動等を一層推進する必要があります。

#### ● 施策の内容

##### ① 基本的生活習慣の確立

子供の基本的生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されているため、規則正しい生活習慣やメディアに関するルールづくり等について家庭・学校・地域が一体となった取組を推進します。

##### ② 親として人間としての学びや、教育への理解を深める「親学」を実施

子育てについて悩みを抱えている多くの保護者に『親プロ』を知ってもらい、気軽に参加できるような環境づくりに努めるとともに、ファシリテーターのスキルアップを図ります。

##### ③ 小・中学校の連携による子供の家庭学習時間や内容の充実

家庭での学習習慣の定着を目指し、学校支援ボランティアを積極的に活用した補充学習を充実させます。小・中学校が連携をし、学校と地域が一体となって家庭学習の定着を支援します。



## ● 指標と目標値 H28 ⇒ H32

■ 親プロの開催回数	8回/年 ⇒ 10回/年
■ 小・中学校での平日の家庭学習時間が1時間以上である児童・生徒の割合	67.6% ⇒ 70%

## 【施策11】 幼児・児童・生徒の学習応援

- ① 学校支援ボランティアの充実
- ② 総社市学習等支援教室「ワンステップ」の拡充

## ● 現状と課題

市内の小中学校では「学校支援地域本部事業」を中心に、また、幼稚園・こども園では「雪舟スクールサポーター」を中心に学校支援ボランティアの活用を長年にわたって行っています。その成果として、多くの地域住民の登録があり、その活動状況も充実しています。一方、登録者の固定化も見受けられ、今後は高齢化等によりボランティアの継続が困難なケースも増えてくること懸念されます。

そのため、新たなボランティア登録者の発掘とともに、幅広い世代の地域住民の登録への呼びかけが必要となります。

## ● 施策の内容

## ① 学校支援ボランティアの充実

広く学校支援ボランティアの情報提供を行うことで、登録者数の維持向上を図るとともに、学校・コーディネーター・ボランティア間での連携を強化することで、ボランティア内容の充実を図ります。

## ② 総社市学習等支援教室「ワンステップ」の拡充

「生活困窮者自立支援法」に基づき「貧困の連鎖」を防止することを目的に生活困窮世帯の子供を対象とした拠点型の居場所である総社市学習等支援教室『ワンステップ』により、高校進学を希望する中学生に対し学習等の支援を図ります。

岡山大学・岡山県立大学の学生が講師となり、学習の習慣化や実際に学習支援すると共に、養育相談を通じた参加者の学習意欲の向上を図り、高校進学に向けた総合支援を実施します。

子供達の居場所として、対象児童を中学生から高校生までに拡大し、高校入学後も関わりを行うことにより、貧困世帯の高校中退減少を図ります。

## ● 指標と目標値 H28 ⇒ H32

■ 学校支援ボランティア登録者数	1,207人 ⇒ 1,200人
■ 総社市学習等支援教室『ワンステップ』参加者の高校進学率	— ⇒ 100%

## 【施策12】青少年の健全育成

- ① 地域ぐるみの育成活動を通じた人材育成と地域教育力の向上
- ② 青少年の主体的な社会参加活動の推進
- ③ 青少年の安全・安心な居場所づくり

## ● 現状と課題

青少年の健全育成を推進するため、家庭・地域が一体となって子育てができる環境を整える必要があります。また、少子化が進み、地域における子供同士の交流不足など、社会性を培う場が少なくなっているため、交流や学習の場を充実させていく必要があります。

## ● 施策の内容

## ① 地域ぐるみの育成活動を通じた人材育成と地域教育力の向上

地域住民と連携を図りながら、地域の園児・児童・生徒への体験・学習活動を支援していく中で、新たなスタッフを発掘していくことで継続的な支援活動を可能とし、成長過程における子供の健全育成を図るとともに、地域の教育力の向上につなげていきます。また、青少年育成センターを中心に各地域の補導員や学校と連携を図り補導活動等の推進を図り、青少年の健全育成に努めます。

## ② 青少年の主体的な社会参加活動の推進

学校支援ボランティアや放課後子ども教室などの地域での交流活動や新成人記念式の実行委員会など、青少年が地域社会の様々な場面での活動へ参加できるような取組を進めていきます。

## ③ 青少年の安全・安心な居場所づくり

地域の人の協力を得て小学校に就学している子供が自主的に参加し、自由に遊び、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所である放課後子ども教室の充実を図ります。

## ● 指標と目標値 H28 ⇒ H32

■	放課後子ども教室の教育活動サポーター人数	61人 ⇒	70人
■	学校支援ボランティアのうち、広域的な活動を行う学生ボランティア登録者数	48人 ⇒	70人
■	連携型あるいは一体型の放課後子ども教室数	1教室 ⇒	2教室

## 基本方針4：生涯学び、スポーツを楽しむ環境をつくる

私たちは、いつでも、どこでも、いつまでも学ぶことができ、スポーツを楽しむことができます。市民のニーズに対応した環境づくりに努め、より多くの人に参加できる生涯スポーツの推進を図ります。

### 【施策13】 生涯学習の推進

- ① 生涯学習のまちづくりの推進
- ② 図書館活動の推進
- ③ 公民館活動の推進
- ④ 地域の歴史文化講座など、地域を知るための学習機会の拡充と人材育成
- ⑤ 高齢者のいきがづくりと社会活動参加の推進

#### ● 現状と課題

生涯学習については、講座や研修等の情報を広く提供し、内容をより充実させることにより、参加者が満足できる学習の場を提供していく必要があります。また、学習内容の充実を図ることはもとより、学びを生かした地域活動への参画を通して、より良い地域社会を形成し郷土の発展を支えることができるよう、学習成果の活用に向けた取組の充実が必要です。

#### ● 施策の内容

##### ① 生涯学習のまちづくりの推進

市民一人ひとりが、生涯にわたって自らの興味や関心に基づき、様々な学習活動に取り組むことができるよう、多様な学習機会や情報の提供などの充実を図ります。生涯学習のまちづくりの推進のために、幅広い層への生涯学習の機会の提供や生涯学習の動機づけ及び普及啓発を図ります。

##### ② 図書館活動の推進

図書館資料の充実とともに、予約サービスの向上を図り、利用者の求める資料を提供するよう努めます。ブックスタート・児童サービス・高齢者サービス等、赤ちゃんからお年寄りまで、すべての年齢の利用者へのサービスを行います。公民館図書室や自動車文庫を充実させ、図書館から離れた地域の方にも身近に本のある環境を整えます。

##### ③ 公民館活動の推進

市民の自主的な学習や地域活動を支援するため、学習の情報と機会の提供、学習成果を活用する場の提供、そして、あらゆる世代が集う場となるような取組の充実を図ります。

##### ④ 地域の歴史文化講座など、地域を知るための学習機会の拡充と人材育成

地域の自然・歴史・文化等を知るとともに、それらに触れ体験することを通して、郷土への理解を深めることで、子供たちの郷土愛の醸成を図り、ふるさと総社の活性化につながる人材の育成に取り組みます。

##### ⑤ 高齢者のいきがづくりと社会活動参加の推進

高齢化社会において、高齢者が健康で充実した生活を送るために新しい知識の習得の機会や培ってきた経験を活かせる場の提供や充実を図り、社会とのつながりをいきがいと感ずることができるような取組を推進します。

## ● 指標と目標値 H28 ⇒ H32

■ そうじゃわくわくフェスティバル参加者数（サイエンス）	1,500人 ⇒	2,000人
■ 図書館の市民1人当たりの貸出冊数	7.3冊 ⇒	8冊
■ 公民館・分館の主催講座数	421件 ⇒	550件
■ 公民館主催の歴史文化講座数	32件 ⇒	40件
■ 70歳以上の学校支援ボランティア登録者数	381人 ⇒	400人

## 【施策14】 スポーツ活動の推進

- ① きびじアリーナ，総社北公園陸上競技場など各種体育施設の活用・整備
- ② より多くの人に参加できる生涯スポーツの推進
- ③ スポーツ団体，総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- ④ 技術・競技力の向上

## ● 現状と課題

より多くの人々がスポーツに関われるよう、総社市体育協会や総社市スポーツ推進委員会等のスポーツ関係団体及び指定管理者と連携して市民総合スポーツ祭や各種スポーツ教室、そうじゃわくわくフェスティバル等の事業を行っています。また、市民が主体性をもって生涯スポーツの推進に取り組むために、体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブに対して事業を委託したり、個々の団体の活動を支援しています。

近年、スポーツとの関わりは自身が実施するだけでなく、見る、支えるなど広がりを持っており、スポーツに対するニーズも多種多様化しています。

市民が生きがいをもって質の高い生活を送ることができるよう、スポーツ関係団体との連携を密にし、スポーツに接する機会を拡大し、既存の事業の普及・充実に努めるとともに、指定管理者とも協働してさまざまなプログラムの提供を行う必要があります。

また、市民が主役となって様々な取り組みができるよう、体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブへの支援・育成を継続して行う必要があります。

## ● 施策の内容

## ① きびじアリーナ，総社北公園陸上競技場など各種体育施設の活用・整備

総社市体育協会や指定管理者などのスポーツ関係団体と連携を図りながら、スポーツ教室等の様々なプログラムを展開するだけでなく、合宿や大会の誘致等を行い、施設を有効に活用し、利用促進に努めます。

また、施設の清掃やグラウンド整備など、日常的な整備を充実させるとともに、高梁川河川敷グラウンドの拡張整備をはじめ、体育施設を計画的に整備し、多くの人に利用していただける施設になるよう、施設の整備・充実に努めます。

## ② より多くの人に参加できる生涯スポーツの推進

生涯スポーツの推進のため、総社市スポーツ推進委員や総社市体育協会、スポーツ関係団体及び指定管理者と連携して各種イベントを開催し、スポーツに触れる機会を提供します。また、スポーツ関係団体の組織力の強化や人材育成のための支援を行います。

## ③ スポーツ団体，総合型地域スポーツクラブの育成・支援

体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなど、スポーツ関係団体と行政、指定管理者が協働してスポーツの振興が図れるよう、特定非営利活動法人（NPO法人）や総合型地

域スポーツクラブなどの創設・支援及び育成を図ります。

#### ④ 技術・競技力の向上

総社市体育協会，総社市スポーツ少年団，指定管理者，スポーツ関係団体と連携して競技力向上のための大会や教室の開催，合宿の誘致などを行います。また，競技団体の組織力の強化と人材の育成のための支援を行います。

#### ● 指標と目標値 H28 ⇒ H32

■ 体育施設の利用者数	583,000人	⇒	600,000人
■ そうじゃわくわくフェスティバル参加者数（スポーツ）	1,500人	⇒	2,000人

### 【施策15】 人権教育の推進

- ① 学校教育における人権教育の推進
- ② 社会教育における人権教育の推進

#### ● 現状と課題

女性，子供，高齢者，障害のある人，同和問題，外国人，ハンセン病問題など様々な人権問題が存在し，複雑・多様化しています。さらに，無料通信アプリなどの利用に伴うインターネット上のいじめや外国人へのヘイトスピーチ，災害時における被災者への配慮不足，貧困にかかわる人権侵害といった問題も起きています。そこで，市民の方々が，様々な人権問題についての理解と認識を深め，豊かな人権感覚を涵養できるような学習の機会・情報の提供が必要となってきます。また，受講した方々に学習したことを周囲の方々に広げていただく必要があります。

#### ● 施策の内容

##### ① 学校教育における人権教育の推進

だれもが行きたくなる学校づくりの取組を通して，子供たちの人権教育を進めます。自分も周囲の人も大切にするため，SEL（社会性と情動の学習）や子供同士が支えあうピア・サポートの学習プログラムを実施します。日々の授業では協同学習を通して自他の個性を尊重する姿勢を図るとともに，人権週間の取組や人権学習を通して児童生徒の豊かな人権感覚の育成に努めます。

また，それらの学習を支えるための教職員研修を行います。SNSやハンセン病問題，子供の不登校等を取り上げた教職員研修を実施し，人権尊重の意義や人権問題に関する教職員の理解と認識を深めます。

##### ② 社会教育における人権教育の推進

様々な人権課題をテーマとし，時宜を捉えたテーマや参加者のニーズに沿った研修を実施するとともに，指導者育成講座の修了者による学習内容の普及・共有を働きかけます。

#### ● 指標と目標値 H28 ⇒ H32

■ 総社市人権教育指導者育成講座や学校での人権公開授業において，岡山県人権教育推進プランに挙げられている全ての人権課題（15課題）についての研修実施	5課題	⇒	15課題
--	-----	---	------

## 基本方針5：貴重な文化財を守り，文化・芸術活動を身近にする

総社市は，美しい自然環境と豊かな歴史的遺産に恵まれています。貴重な地域資源である自然や歴史的遺産を今後も大切に保存し，後世に伝えていくことは私たちの任務ともいえます。これらの資源を生かし，芸術や文化活動に親しむ環境づくりに努め，地域の歴史や文化を学習する機会の拡充を図ります。

### 【施策16】 文化・芸術の振興

- ① 総社芸術祭の開催
- ② 芸術文化活動の普及と活性化
- ③ 各種団体等との連携事業の推進
- ④ 優れた芸術作品の鑑賞機会の拡充など，吉備路文化館の利用促進
- ⑤ 美術博物館の整備を検討

#### ● 現状と課題

総社芸術祭の開催や総社吉備路文化館の開館などにより，オペラや第九といった舞台をはじめ，書や絵画，現代アートなどの芸術作品の鑑賞機会を多く提供できました。また，美術博物館の整備に向け，情報収集を行うとともに美術系の学芸員1人を採用した。課題としては，文化・芸術を押し進められる人材の育成や，美術博物館の整備により一層取り組む必要があります。

#### ● 施策の内容

##### ① 総社芸術祭の開催

総社芸術祭実行委員会と連携し，総社のもつ文化を発信するとともに優れた芸術の鑑賞機会の一助となるよう隔年で開催します。

##### ② 芸術文化活動の普及と活性化

総社市文化振興財団と総社市文化協会，くらしき作陽大学，各種実行委員会などとの連携を図りながら芸術文化活動の普及と活性化を進めていきます。

##### ③ 各種団体等との連携事業の推進

引き続き，総社市文化振興財団と総社市文化協会とより一層の連携を図り，優れた芸術作品の鑑賞機会の拡充と郷土の文化の顕彰を進めます。

##### ④ 優れた芸術作品の鑑賞機会の拡充など，吉備路文化館の利用促進

将来の美術博物館の整備に向け，総社吉備路文化館での企画展の開催を通じ，収蔵品の公開をはじめ，利用の促進と鑑賞機会の拡充を図るとともに，学芸員の育成の機会とします。

##### ⑤ 美術博物館の整備を検討

総社市文化芸術会議の開催により整備に向けた基礎的な考えをまとめ，環境が整えば整備委員会を立ち上げ，整備計画の策定を進めます。

#### ● 指標と目標値 H28 ⇒ H32

■ 総社吉備路文化館の来場者数	7,718人	⇒	11,000人
-----------------	--------	---	---------

## 【施策17】 文化財の保護・活用

- ① 文化財の保護
- ② 文化財の活用
- ③ 文化財の保護啓発活動の推進
- ④ 文化財の調査

## ● 現状と課題

一丁坊古墳の県指定や鬼城山ビジターセンター展示施設パネルの更新などにより、文化財の価値の向上や活用の質を高めることができた。また、さまざまな歴史講座に職員を派遣するとともに、文化財の調査報告書を刊行するなど、文化財の保護啓発の推進に努めた。課題としては、今後も継続的な文化財の保護保存活用のため、さまざまな文化財の調査や重要文化財の整備・維持管理を計画的に行い、より一層分かりやすい文化財情報の発信・提供に努める必要がある。

## ● 施策の内容

## ① 文化財の保護

史跡の継続的な維持管理を行い、鉄器などの考古資料の保存処理を行い、文化財を学ぶ資料として埋蔵文化財学習の館に展示します。

## ② 文化財の活用

鬼城山を整備し、継続的に維持管理を実施し文化的観光資源としての活用を図ります。

## ③ 文化財の保護啓発活動の推進

地域の歴史を学ぶ講座や文化財めぐりなどに積極的に職員を派遣し、郷土に残る文化財の紹介や文化財の保護啓発に努めます。

## ④ 文化財の調査

一丁坊古墳群について継続的な調査を実施し、また現地説明会を行い広く住民に周知していきます。

## ● 指標と目標値 H28 ⇒ H32

■ 歴史講座等への講師派遣回数	69回	⇒	70回以上
-----------------	-----	---	-------

## 【施策18】 「赤米」を日本遺産登録へ

- ① 3市町（南種子町、対馬市、総社市）との連携
- ② 無形民俗文化財「赤米の神事」の日本遺産認定
- ③ さらなる日本遺産登録も検討

## ● 現状と課題

歌手の相川七瀬さんのとりもつ縁で、南種子町・対馬市・総社市の3市町は平成26年3月1日、「赤米伝統文化交流協定」を締結し、地域間の交流と保存継承活動に取り組んでいます。また、平成27年開催の赤米サミット in 新本で赤米の日本遺産認定を目指すことを決議しました。そして、次の世代へと確実に引き継ぐため、地域間の交流と保存継承活動に継続的に取り組んでいく必要があります。

## ● 施策の内容

## ① 3市町（南種子町，対馬市，総社市）との連携

平成26年3月1日に3市町で締結した「赤米伝統文化交流協定」に基づき，赤米サミットの開催をはじめ，赤米の保存継承活動や地域間の交流などを促進します。

## ② 無形民俗文化財「赤米の神事」の日本遺産認定

関係する自治体と連携し，認定のための申請作業を進めます。

## ③ さらなる日本遺産登録も検討

日本遺産の認定の申請すべきものがある場合，検討を進めます。

## ● 指標と目標値 H28 ⇒ H32

■	日本遺産登録件数	0件	⇒	1件以上
---	----------	----	---	------



## 基本方針6：教育施設の整備と適切な維持管理を実施する

既存教育施設の適切な維持管理に努めるとともに、生涯学習・学校・文化・スポーツ施設の整備・拡充を進めます。老朽化が進んでいる教育施設については、施設の長寿命化を図るための計画的な更新・改修を行います。

### 【施策19】 教育施設の整備と適切な維持管理

- ① 学校施設の整備と適切な維持管理
- ② 学校給食調理場の建設
- ③ 生涯学習施設の整備・充実
- ④ スポーツ施設の整備・拡充
- ⑤ 文化施設の整備・拡充

#### ● 現状と課題

学校施設については、これまで耐震化を最優先に進めてきましたが、その一方で、老朽化が進行した学校施設の割合が急速に増加しており、教育面や安全面、機能面で不具合が生じています。15年後には、半数の学校施設が築45年以上となり、学校施設の老朽化はますます深刻な状況となります。また、ICT機器の更新、空調設備の設置、トイレの洋式化など、学習環境の改善が必要です。

学校施設を含め、老朽化が進んでいるすべての教育施設において、施設の長寿命化を図るための計画的な更新・改修を行うことが必要です。

#### ● 施策の内容

##### ① 学校施設の整備と適切な維持管理

耐震化が必要な幼稚園等については、早急に耐震化を行います。老朽化が進んでいる学校施設については、総社市が策定する「総社市公共施設等総合管理計画」に基づき、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に進めます。

また、ICT機器の更新、空調設備の設置、トイレの洋式化など学習環境の改善に努めます。

##### ② 学校給食調理場の建設

児童生徒に安全・安心でおいしい学校給食を提供するため、老朽化している総社東給食共同調理場と総社西給食共同調理場の2つを統合して、最新の衛生管理基準に適合し、地産地消に対応した施設・設備へ更新することとし、平成31年9月の稼働を目指します。

##### ③ 生涯学習施設の整備・充実

(仮称)常盤第2分館の新築を行います。また、市内各所にある公民館・分館など多くの生涯学習施設は昭和50年代に建設されたものであり、どの施設についても老朽化が進んでいます。

今後の施設整備にあたっては、老朽化の度合い、利便性、地元要望等を踏まえ、総合的な維持管理を研究し、計画的な整備を進めていきます。

##### ④ スポーツ施設の整備・拡充

年次計画を立てて施設を計画的に整備するとともに、指定管理者との協働による適正な管理運営に努めます。

##### ⑤ 文化施設の整備・拡充

市役所の建替の状況を見ながら、美術博物館や文化施設の整備を考えていきます。また、多くの文化施設が老朽化の傾向にあり、計画的に施設維持に努めていきます。

## ● 指標と目標値 H28 ⇒ H32

■	小中学校耐震化率（幼稚園施設含む）	94.5%	⇒	100%
■	小中学校普通教室への空調設備設置	52.9%	⇒	100%
■	学校給食における総産野菜の利用率 （地産地消に対応した厨房設備の導入）	31.9%	⇒	40%

## 第4章 基本計画の実現に向けて

### 1 関係者の役割分担と連携・協働

生涯学習社会においては、学校教育を基礎としながらも、家庭・地域・学校が、それぞれの役割を自覚し、手を携えて歴史と伝統文化に根ざしつつ新しい時代を切り拓くことができる心豊かでたくましい人づくりを進める必要があります。

教育委員会は、本計画を基本として、自ら教育行政を進展させることはもちろん、市民相互、あるいは市民と本市の教育行政に携わるすべての関係者の連携を推進するよう総合調整機能を発揮し、協働して本市教育の発展を図ります。

そして、『子育て王国そうじゃ』を標榜する本市行政とは、時期を失することのない迅速で適切な諸施策の推進のため、市関係部局と協議する中で連携をいっそう図るとともに、スポーツ、健康管理、文化についても、それぞれの役割と機能を十分発揮し、必要に応じ国県の動向や施策の進展を注視しつつ、それぞれとの連携を深め、本市の発展を目指します。

### 2 新たに検討が必要となる事項の対応

急速に変化する社会情勢に応じて、適時適切に検討し、迅速に対応するため、新たな課題が生ずる場合、計画期間の途中においても必要に応じた見直しを行います。

### 3 計画の進行管理

#### (1) 点検・評価の実施

本計画を効果的かつ着実に実施するためには、計画の定期的な点検と結果のフィードバックが不可欠です。

現在、教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年、事務の管理及び執行について点検・評価を行い、その結果を公表しています。

こうした取組により、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていきます。

#### (2) 指標の設定

本計画の推進にあたり、計画の進捗状況や取組の具体化を図るため、指標を設定し、平成28年度の実績値から平成32年度末に向けた目標値を定めます。

## 第2次総社市教育振興基本計画における施策の指標及び目標値一覧

## 【基本方針1】「子育て王国そうじゃ」をさらに深化させる

施 策		指 標	実績値 (H28年度末)	目標値 (H32年度末)
1	就学前教育の充実	認定こども園の普及	1園	2園
2	年間を通じての待機児童ゼロ	保育所待機児童数	38人	0人
3	子育て期をワンストップで支援	子育てしやすいと感じている人の割合	—	80%
		保育コンシェルジュの設置	—	1人
4	支援が必要な子供を応援	幼児通級指導教室担当指導者数	3人	4人

## 【基本方針2】人間力日本一の「総社っ子」を育てる

施 策		指 標	実績値 (H28年度末)	目標値 (H32年度末)
5	心の教育を重視しただれもが行きたくなる学校づくり	小学校 不登校出現率	0.38%	0.28%以下
		中学校 不登校出現率	1.63%	1.5%以下
6	特別な支援を必要とする子供たちの支援	特別支援教育推進センター（きらり）の指導者数・相談員数	2人	7人
7	確かな学力の育成と特色ある学校づくり	学力・学習状況調査における学力向上に関する意識調査の肯定値（平均）	79.3%	80%以上
		総社流学校運営協議会設置学校園数	0校園	7校園
8	世界へはばたく人材を育てる教育特区	地区外からの通園通学者数	79人	100人
9	健やかな身体の育成と安全教育の推進	小学生の朝食摂取率	89%	90%
		中学生の朝食摂取率	84%	85%

## 【基本方針3】家庭や地域の学びを支援する

施策		指標	実績値 (H28年度末)	目標値 (H32年度末)
10	家庭教育の支援	親プロの開催回数	8回/年	10回/年
		小・中学校での平日の家庭学習時間が1時間以上である児童・生徒の割合	67.6%	70%
11	幼児・児童・生徒の学習応援	学校支援ボランティア登録者数	1,207人	1,200人
		総社市学習等支援教室『ワンステップ』参加者の高校進学率	—	100%
12	青少年の健全育成	放課後子ども教室の教育活動サポーター人数	61人	70人
		学校支援ボランティアのうち、広域的な活動を行う学生ボランティア登録者数	48人	70人
		連携型あるいは一体型の放課後子ども教室数	1教室	2教室

## 【基本方針4】生涯学び、スポーツを楽しむ環境をつくる

施策		指標	実績値 (H28年度末)	目標値 (H32年度末)
13	生涯学習の推進	そうじゃわくわくフェスティバル参加者数(サイエンス)	1,500人	2,000人
		図書館の市民1人当たりの貸出冊数	7.3冊	8冊
		公民館・分館の主催講座数	421件	550件
		公民館主催の歴史文化講座数	32件	40件
		70歳以上の学校支援ボランティア登録者数	381人	400人
14	スポーツ活動の推進	体育施設の利用者数	583,000人	600,000人
		そうじゃわくわくフェスティバル参加者数(スポーツ)	1,500人	2,000人
15	人権教育の推進	総社市人権教育指導者育成講座や学校での人権公開授業において、岡山県人権教育推進プランに挙げられている全ての人権課題(15課題)についての研修実施	5課題	15課題

## 【基本方針5】貴重な文化財を守り、文化・芸術活動を身近にする

施策		指標	実績値 (H28年度末)	目標値 (H32年度末)
16	文化・芸術の振興	総社吉備路文化館の来場者数	7,718人	11,000人
17	文化財の保護・活用	歴史講座等への講師派遣回数	69回/年	70回以上/年
18	「赤米」を日本遺産登録へ	日本遺産登録件数	0件	1件以上

## 【基本方針6】教育施設の整備と適切な維持管理を実施する

施策		指標	実績値 (H28年度末)	目標値 (H32年度末)
19	教育施設の整備拡充	小中学校 耐震化率（幼稚園施設含む）	94.5%	100%
		小中学校 普通教室への空調設備設置	52.9%	100%
		学校給食における総社産野菜の利用率 (地産地消に対応した厨房設備の導入)	31.9%	40%

## 参 考 資 料

- 1 用語説明
- 2 策定経過
- 3 総社市教育振興基本計画検討会議設置要綱
- 4 総社市教育振興基本計画検討会議委員名簿

# 1 用語説明

## -アルファベット-

用語	意味	ページ
ICT	Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関連する技術一般の総称。IT とほぼ同様の意味で用いられる。学校における ICT 機器としては、教職員用・児童生徒用コンピュータ、プロジェクターや実物投影機、校内LAN 等がある。	5, 29
OJT	On the Job Training の略で、職場の上司や先輩が、部下や後輩に具体的な仕事を与えて、その場を通して、仕事に必要な知識・技術・態度などを身につけさせること。	16
SEL	Social and Emotional Learning 社会性と情動の学習 子供が、自分の感情を察知し、それを理解し、自分自身でコントロールし、ストレスに対処し、問題を解決し、意志決定スキルを発達させるプログラム	7, 14

## -あ行-

用語	意味	ページ
赤米の神事	赤米は、総社市新本の本庄地区と新庄地区で代々栽培され、両地区の国司神社で赤米を神前にお供えする「赤米の神撰」という神事が行われている。	27, 28
アナフィラキシー	急性（即時型）アレルギー反応の一つで、じんましん、呼吸困難、嘔吐など多臓器にわたる症状を起こしたもの。時に急激な血圧低下や意識障害など重篤なショック症状を伴うことがある。	19
インクルーシブ教育	障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、できるかぎり共に学び、その能力を最大限発揮させていくための教育	15
親育ち応援プログラム「親プロ」	これから親になる若い世代の方から、現在子育て真っ最中の方、そして孫育て期の祖父母の方まで、幅広い世代の方を対象にした「親育ち」を応援するために、平成23年3月に岡山県地域家庭教育推進協議会及び岡山県教育委員会が開発し、編集・発行したプログラム集(冊子)	20, 21, 33

## -か行-

用語	意味	ページ
学力向上きらめき交付金制度	学校長の裁量によって学校独自の事業に充てることのできる自由枠交付金制度。学校力の向上や各小中学校の独自性・特色ある教育活動の推進などを目的に創設された	16, 17
学力向上「総社っ子輝きプラン」	多様な現代社会の中で生き抜くために、「人間力日本一の総社っ子」を合言葉に、健やかで豊かな心と体を土台に、確かな学力の向上を目指すことを目的としたプラン	16, 17
学校支援地域本部事業	学校支援地域本部は、これまでもそれぞれの学校において行われてきた学校を支援するボランティア活動を組織的なものとするこことで、より効果的に学校の支援を図ろうとするもの	21
学校支援ボランティア（雪舟スクールサポーター）	学校を地域に開き、家庭・学校・地域が連携して子供の生きる力の育成を図るため、地域の方や保護者に学校支援ボランティア（雪舟スクールサポーター）として事前に登録、希望する学校・園での教育活動・環境整備・学校安全などに支援してもらう制度	21, 22, 33



学校評価	平成 19 年に改正された学校教育法に基づき各学校で実施している。学校評価は「自己評価」と「学校関係者評価」があり、前者は実施と結果の公表が義務付けられ、後者は努力義務とされている。総社市に置いては、全ての学校・幼稚園で自己評価と学校関係者評価の実施と結果の公表を行うこととしている。なお、学校関係者評価とは、保護者、地域住民等の学校関係者により構成された評価委員会が、学校の自己評価結果について評価するもの。	10, 17
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的な自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育をいう。	7, 16, 17
こんにちは赤ちゃん事業	生後 4 カ月までの新生乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みの相談に応じ、子育て支援に関する情報提供を行うもの	13

-さ行-

用 語	意 味	ページ
スクールカウンセラー	子どもたちの心の痛みの原因となる家庭や学校環境の調整など、総合的な観点から問題解決にあたる専門職	14, 15
スクールソーシャルワーカー	学校の中で子どもが抱える悩みに対し、福祉的なアプローチで学校・家庭・地域に働きかけながら、問題の解決を図る専門家。	14, 15
そうじゃ教育大綱	教育行政の指針となる心の教育を重視する 3 つの子ども像「総社を愛す子供」、「心優しい子供」、「礼儀正しい子供」を示したもの。	1, 2, 6, 9, 14
そうじゃ式早期一貫サポートシステム	1 人 1 人の個性に応じた支援・支援の必要性を早期発見・保幼小の連携の推進を目的とした施策	13

-た行-

用 語	意 味	ページ
だれもが行きたくなる学校づくり	こどもの人間関係づくりや仲間づくり、学校の支援体制づくりの考え方や方法をすべての教員が学び、各学校で実践することにより不登校の減少をめざすもの。いじめの予防や学力の向上などの効果も期待される。	10, 11, 14, 15, 25, 32
地・食べ	地元の産品をみんなで食べようの意味を込めた、総社の地産地消を推進する取組の愛称。市内で生産される農産物等を学校給食やスーパーに安定して供給できる仕組みを構築することで、本市農業の活性化を図るとともに、食育を推進する。	18, 19
特区	山田幼稚園・維新幼稚園・維新小学校・昭和小学校・昭和中学校がそれぞれ連携し、一貫性のある特別な英語教育を提供することにより、豊かなコミュニケーション能力と国際的視野を身につけた人材を育成するため平成 26 年度 4 月からスタートした。 また、平成 28 年 4 月から教育特区として英語教育に加えて池田幼稚園・池田小学校では、健やかな体づくりを目的とした体育教育を、新本幼稚園・新本小学校では、音楽に触れる機会を増やし、専門的な技術と豊かな感性を養う音楽教育を始める。	7, 14, 17, 18, 32

-な行-

用 語	意 味	ページ
日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもの。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的とする。	27, 28, 34

-は・ま行-

用語	意味	ページ
「ぱっちり！モグモグ」生活リズム向上キャンペーン	子供の望ましい基本的生活習慣を育成し，生活リズムの向上を図ることを目指した事業	20
ピア・サポート	仲間同士（子どもたち同士）で相互に支え合う活動。得た知識やスキルをもとに，仲間を思いやり支える実践活動を「ピア・サポート活動」と呼ぶ。	7, 14 20, 25
品格教育	「よい習慣を形成する」教育	7, 8, 9, 14
放課後子ども教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して，子供たちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け，地域の大人の協力を得て，スポーツや文化活動などの様々な体験活動，地域住民との交流活動や学習活動等の取り組みを推進する事業	22, 33
保育コンシェルジュ	保育サービスに関する相談員のことで，保育所に入所できなかった方へのアフターフォローや保育施設・保育サービス等の情報収集を行う。	13, 32
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない，小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童に対し，授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて，その健全な育成を図る事業	11, 13
メディアコントロール	スマートフォンやゲーム等の普及により，睡眠不足や生活リズムの乱れなどが問題となり，電子メディアの利用時間を決め，コントロールすることで，生活リズムを改善し，家族との触れ合いを増やすことを目的とした取り組み	15

-わ行-

用語	意味	ページ
わくわくフェスティバル	幼児・児童にスポーツや科学を体験する場を提供したり，大学生・高校生等にボランティアスタッフとして参加してもらったりすることにより，生涯学習やスポーツに対するきっかけづくりやさらなる学びへの意欲を喚起するための事業	24, 25, 33
ワンステップ	子供たちの居場所づくり・学習の機会を提供・将来へのきっかけづくりを目的とし，生活困窮家庭の中学生を対象に岡山大学生等による学習支援を行う。	21, 33

## 2 策定経過

年 月 日	内 容
平成28年	
8月24日	第1回検討会議（委員委嘱，骨子案協議）
11月9日	第2回検討会議（素案協議）・事務局会分科会
12月16日	第3回検討会議（原案協議）・事務局会分科会
12月20日	総社市教育委員会 報告
平成29年	
2月16日	市議会文教福祉委員会 協議（教育振興基本計画策定について）
5月29日	市議会文教福祉委員会 協議（教育振興基本計画策定について）
平成30年	
2月16日	総社市教育委員会 報告
2月19日	パブリックコメント実施（3月12日まで）※提出された意見0件
3月9日	総社市教育委員会 報告
3月22日	総社市教育委員会 基本計画決定
3月末	基本計画公表

### 3 総社市教育振興基本計画検討会議設置要綱

#### 総社市教育振興基本計画検討会議設置要綱

##### (設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に基づく教育振興基本計画の策定にあたり、本市の教育に関し専門的且つ幅広い立場から意見を求めるため、総社市教育振興基本計画検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

##### (検討会議の任務)

第2条 検討会議は、総社市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)の策定にあたり必要な事項について協議、検討を行い、基本計画の案を作成し、総社市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告するものとする。

##### (組織)

第3条 検討会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 幼児児童生徒の保護者
- (3) 教育関係者
- (4) その他、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は委嘱を受けた日から、基本計画の案を教育委員会に報告するまでの間とする。

##### (会長等)

第4条 検討会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第5条 検討会議の会議は、会長が招集する。

2 検討会議の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会長は、検討会議の会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会長が必要と認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見や説明を求めることができる。

##### (庶務)

第6条 検討会議の庶務は、教育委員会庶務課において処理する。

##### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか検討会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

##### 附則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

#### 4 総社市教育振興基本計画検討会議 委員名簿

任期： 平成28年 8月24日から  
平成29年 3月31日まで

◎会長 ○副会長

(順不同, 敬称略)

氏名	所属等	区分
○楽木章子	岡山県立大学 准教授	学識経験者
◎諏訪英広	兵庫教育大学大学院 准教授	学識経験者
松原泰通	くらしき作陽大学 教授	学識経験者
角田ヒロミ	総社市主任児童委員	学識経験者
川上重子	総社市社会教育委員	学識経験者
荒木千代信	総社市体育協会会長	学識経験者
小鍛治元慎	総社市文化協会会長	学識経験者
難波聖爾	総社市文化財保護審議会会長	学識経験者
剣持善博	総社市幼稚園・こども園 PTA連絡協議会会長	保護者
居場真理	総社市PTA連合協議会会長	保護者
服部剛司	総社市保育協議会会長	保育園
浅野出雲	総社市立総社幼稚園長	幼稚園長
板鼻一祥	総社市立常盤小学校長	小学校長
久山延司	総社市立総社東中学校長	中学校長

## 第2次 総社市教育振興基本計画

発 行 平成30年3月

編 集 総社市教育委員会

〒719-1192

岡山県総社市中央一丁目1番1号

総社市教育委員会庶務課

TEL (0866) 92-8385

FAX (0866) 92-8397

<http://www.city.soja.okayama.jp>